

八雲町地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、八雲町地域公共交通活性化協議会設置要綱第7条に基づき設置された、八雲町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 協議会の会議に関すること。
- （2） 協議会の資料作成に関すること。
- （3） 協議会の庶務に関すること。
- （4） その他協議会の運営に関し必要なこと。

（職員等）

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、八雲町政策推進課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、八雲町の職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- （1） 事務局の運営に関すること。
- （2） 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関すること。
- （3） 物品および現金の出納に関すること。
- （4） その他軽易な事項に関すること。

（その他）

第5条 この規程に定めるもののほか、協議会事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月26日から施行する。